

沖縄県中小企業振興資金利子補給金交付要綱

平成 24 年 3 月 30 日	制定
平成 26 年 3 月 28 日	改正
平成 28 年 3 月 28 日	改正
平成 29 年 3 月 29 日	改正
平成 30 年 3 月 28 日	改正
平成 31 年 3 月 29 日	改正
令和 2 年 2 月 6 日	改正
令和 2 年 12 月 1 日	改正
令和 3 年 11 月 24 日	改正
令和 5 年 10 月 4 日	改正

(趣旨)

第 1 条 沖縄県知事（以下「知事」という。）は、県内中小企業の振興を図るため、沖縄県中小企業振興資金融資制度要綱（平成 17 年 3 月 31 日制定。以下「融資制度要綱」という。）第 3 条第 1 項に規定する新事業分野進出資金、雇用創出促進資金、ベンチャー支援資金及び創業者・事業承継支援資金（創業者支援貸付）の貸付けを受けた中小企業者に対し、予算の範囲内において当該貸付に係る利子補給金（以下「利子補給金」という。）を交付するものとし、その交付については沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和 47 年沖縄県規則第 102 号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(利子補給金の交付対象等)

第 2 条 利子補給金の交付対象者は、次の各号に掲げる資金につき、当該各号に掲げる期間までに貸付けを受けた者（以下「事業者」という。）とする。

- (1) 新事業分野進出資金 令和 2 年 3 月 31 日
- (2) 雇用創出促進資金 令和 3 年 3 月 31 日
- (3) ベンチャー支援資金 令和 3 年 3 月 31 日
- (4) 創業者・事業承継支援資金（創業者支援貸付） 令和 2 年 3 月 31 日

(利子補給金の額)

第 3 条 利子補給金の額は、前条の規定による貸付けを受けた資金の 1 月 1 日から 12 月 31 日までの期間において、貸付けを受けた資金のうち 2,000 万円までの部分について、月毎に別表 1 の算式により計算した金額の当該期間の合計とする。

2 返済の条件変更等により貸付返済予定明細に変更があった場合の利子補給金の額は、融資残高が変更前の額を超える場合は変更前の融資残高により算定し、融資残高が変更前の

額よりも少なくなる場合は当該変更後の融資残高により算定した額とする。

(利子補給期間)

第4条 利子補給対象期間は、融資を受けた日から3年を限度とする。

(利子補給金の交付申請)

第5条 利子補給金の交付を受けようとする事業者は、毎年1月1日から12月31日までの期間における利子補給金について、沖縄県中小企業振興資金利子補給金交付申請書（第1号様式）を、同年4月1日から翌年1月31日までの日知事が別に定める日までに知事に提出しなければならない。

(利子補給金の交付決定)

第6条 知事は、前条の規定による沖縄県中小企業振興資金利子補給金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適正と認めるときは利子補給金の交付決定を行い、その旨を事業者に通知するものとする。

(利子補給金の実績報告)

第7条 利子補給金の実績報告は、第5条に定める沖縄県中小企業振興資金利子補給金交付申請書（第1号様式）をもって代えるものとする。

(利子補給金の額の確定)

第8条 利子補給金の額の確定は、第6条をもって代えるものとし、確定通知は、同条の規定による交付決定通知をもって代えるものとする。

(交付申請の取下げ)

第9条 事業者は、利子補給金の交付申請を取り下げようとするときは、利子補給金の交付決定を受けるまでに、交付申請取下届出書（第2号様式）を知事に提出しなければならない。

- 2 第5条に定める日までに同条の書類の提出がなかった場合は、事業者が利子補給金の交付を受けることを辞退したものとみなす。
- 3 交付申請に不備があり、知事が申請者に補正を求めたにもかかわらず、知事が別に定める日までに補正が行われなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。
- 4 第1項及び前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該取下げに係る交付申請はなかったものとみなす。

(利子補給金の特例)

第10条 事業者が、死亡、廃業、事業譲渡等により事業を廃止したときは、当該事業の廃止した日以後において、利子補給金の交付は行わない。ただし、県内に事業所を有する事業者が、当該事業を承継し、当該利子補給金に係る利子補給対象資金の債務をすべて承継したときは、この限りでない。

2 事業者が、利子補給金に係る利子補給対象資金の利子を約定返済日に支払わず延滞となっている場合で、利子補給対象期間内に当該利子分の支払がされないときは、当該利子分に係る利子補給金は交付しないものとする。

3 雇用創出促進資金については、雇い止め等により当該資金融資あっせん申込書に添付した雇用計画書に変更が生じた場合は当該被雇用者に係る利子補給金は算定から除外する。

(変更届出等)

第11条 事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに変更届出書（第4号様式）を知事に届け出なければならない。

(1) 住所、所在地、商号又は代表者等の変更があった場合

(2) 事業者が死亡、廃業、事業譲渡等により事業を廃止した場合（県内に事業所を有する中小企業者が当該事業を承継した場合を含む。）

(3) 返済の条件変更を行った場合

(利子補給金の請求)

第12条 事業者は、利子補給金の交付を受けようとするときは、知事が別に定める日までに、沖縄県中小企業振興資金利子補給金交付請求書（第5号様式）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の期限までに利子補給金の請求がない場合は、当該請求に係る交付決定を取消することができるものとする。ただし、天災地変その他の事業者の責めに帰すことのできない理由がある場合は、この限りでない。

(検査等)

第13条 知事は、必要があると認めるときは、事業者に対して指示をし、報告をさせ、又は関係職員をして帳簿等を検査させることができる。

(利子補給金に係る経理)

第14条 申請者は、利子補給金に係る事業の経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を当該事業が完了した日に属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(書類の提出部数)

第 15 条 この要綱により知事に提出する書類の部数は、正本 1 通とする。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行し、平成 24 年度予算に係る貸付及び利子補給金から適用する。
- 2 平成 24 年度予算に係る利子補給金の交付対象者について、第 2 条中「1 月 1 日から 12 月 31 日まで」を「4 月 1 日から 12 月 31 日まで」とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 26 年度予算に係る利子補給金の交付対象者について、雇用創出促進資金の設備資金について、第 2 条中「1 月 1 日から 12 月 31 日まで」を「4 月 1 日から 12 月 31 日まで」とする。
- 3 改正後の沖縄県中小企業振興資金利子補給金交付要綱の規定は、平成 26 年度予算に係る交付対象から適用し、平成 25 年度以前の予算に係る交付対象については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 28 年度予算に係る利子補給金の交付対象者のうち、新事業分野進出資金及びベンチャー支援資金で設備資金の融資を受けた場合にあつては、第 2 条中「1 月 1 日から 12 月 31 日まで」を「4 月 1 日から 12 月 31 日まで」とする。
- 3 改正後の沖縄県中小企業振興資金利子補給金交付要綱の規定は、平成 28 年度予算に係る交付対象から適用し、平成 27 年度以前の予算に係る交付対象については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 29 年度予算に係る利子補給金の交付対象者のうち、創業者支援資金の融資を受けた場合にあつては、第 2 条中「1 月 1 日から 12 月 31 日まで」を「4 月 1 日から 12 月 31 日まで」とする。
- 3 改正後の沖縄県中小企業振興資金利子補給金交付要綱の規定は、平成 29 年度予算に係る交付対象から適用し、平成 28 年度以前の予算に係る交付対象については、なお従前の例による。

による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の沖縄県中小企業振興資金利子補給金交付要綱の規定は、平成 30 年度予算に係る交付対象から適用し、平成 29 年度以前の予算に係る交付対象については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の沖縄県中小企業振興資金利子補給金交付要綱の規定は、平成 31 年度予算に係る交付対象から適用し、平成 30 年度以前の予算に係る交付対象については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2 年 2 月 6 日から施行する。
- 2 改正後の沖縄県中小企業振興資金利子補給金交付要綱の規定は、令和元年度予算に係る交付対象から適用し、平成 30 年度以前の予算に係る交付対象については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の沖縄県中小企業振興資金利子補給金交付要綱の規定は、令和 2 年度予算に係る交付対象から適用し、令和元年度以前の予算に係る交付対象については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 11 月 24 日から施行する。
- 2 改正後の沖縄県中小企業振興資金利子補給金交付要綱の規定は、令和 3 年度予算に係る交付対象から適用し、令和 2 年度以前の予算に係る交付対象については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和 5 年 10 月 4 日から施行し、令和 5 年度予算に係る利子補給金から適用する。
- 2 この要綱は、令和 7 年 3 月 31 日限り、効力を失う。ただし、この要綱に基づき同日まで

に交付を決定した利子補給金については、同日経過後もなおその効力を有する。

別表 1 (第 3 条関係)

利子支払方法	利子補給金の額の算式
前払い	$\text{利子補給金の額} = \text{利子補給計算月の月末融資残高} \\ \times \text{別表 2 の利子補給率} \div 365 \text{ 日} \times \text{利子日割日数}$ ※初回返済月において、利子補給計算月の月末融資残高を融資金額と読み替える。
後払い	$\text{利子補給金の額} = \text{利子補給計算月の前月末融資残高} \\ \times \text{別表 2 の利子補給率} \div 365 \text{ 日} \times \text{利子日割日数}$ ※初回返済月において、利子補給計算月の前月末融資残高を融資金額と読み替える。

注 1 利子日割日数は、返済年月日間の経過日数とする。

別表 2 (第 3 条関係)

資金名	利子補給率	
新事業分野進出資金	1.00%	
雇用創出促進資金	(1) 1名新規雇用（非正規雇用）する場合 (2) 非正規雇用から正規雇用等に1名転換する場合	1.00%
	(3) 1名新規雇用（正規雇用等）する場合 (4) 2名以上新規雇用（非正規雇用）する場合 (5) 非正規雇用から正規雇用等に2名以上転換する場合 (6) 法定雇用障がい者数を超えて障がい者を雇用しているもので、沖縄県中小企業支援課長の認定を受けた場合 (7) 以下、①～⑥の認定・承認を受ける場合 ① えるぼし認定 ② くるみん認定 ③ ユースエール認定制度 ④ 沖縄県人材育成企業認証制度に基づく認証 ⑤ 沖縄県ワーク・ライフ・バランス企業認証制度に基づく認証 ⑥ その他上記①～⑤と同等と認められる事業等に基づく認定・認証	1.50%
ベンチャー支援資金	1.00%	
創業者・事業承継支援資金（創業者支援貸付）	1.00%	

注 「正規雇用等」とは、正規雇用のほか無期雇用を含む概念を指す。

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

沖縄県知事 殿

住 所（法人にあつては所在地）

氏 名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号（ _____ ）

沖縄県中小企業振興資金利子補給金交付申請書

沖縄県中小企業振興資金利子補給金の交付を受けたいので、沖縄県中小企業振興資金利子補給金交付要綱第5条の規定に基づき、関係書類を添え、下記のとおり申請します。

記

交付申請額 金 円
(資金名：)

添付書類

- 1 利子補給金計算書
- 2 金銭消費貸借契約証書の写し
- 3 貸付返済予定明細の写し
- 4 利子補給対象期間の借入金返済が確認できる資料の写し（口座引き落としで返済している場合は毎月の返済箇所が記載されている通帳の写し）
※1月から12月が対象期間の場合、12ヶ月分全ての写しを提出
- 5 雇用創出促進資金の場合
※雇用した者又は転換した者が1名の場合は1名分、2名以上の場合は2名分
 - ① 当該資金借入の際、雇用した者又は正規雇用等に転換した者に係る雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）の写し
 - ② 当該資金借入の際、正規雇用等に転換した者に係る雇用契約書の写し
 - ③ 利子補給対象期間の雇用の継続が確認できる資料（出勤簿、タイムカード、給与支払簿等のいずれか）の写し
※1月から12月が対象期間の場合、12ヶ月分全ての写しを提出
 - ④ 融資申込時に提出した認定書もしくは証明書の写し（えるぼし認定等）

第2号様式（第9条関係）

年 月 日

沖縄県知事 殿

住 所（法人にあつては所在地）

氏 名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号

(- -)

交付申請取下届出書

沖縄県中小企業振興資金利子補給金交付要綱第9条の規定により、下記の理由により取り下げたいので届け出ます。

記

1 交付決定通知書： 年 月 日付け沖縄県指令商第 号

2 取り下げる理由

第3号様式 削除

第4号様式（第11条関係）

年 月 日

沖縄県知事 殿

住 所（法人にあつては所在地）

氏 名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号

(_____)

変更届出書

沖縄県中小企業振興資金利子補給金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

変更の内容及び理由

第5号様式（第12条関係）

年 月 日

沖縄県知事 殿

住 所（法人にあつては所在地）

氏 名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

印

電話番号

(- -)

沖縄県中小企業振興資金利子補給金交付請求書

年 月 日付け沖縄県指令商第 号で通知のありました上記利子補給金について、下記金額の交付を請求します。

記

金 円

口座振替払	金融機関名	銀行 支店
	口座番号	当・普
	口座名義	

注 預金名義人は通帳に記載のとおりに入力し、必ずフリガナも記入すること。